

# アンチ・ドーピングをめぐる法制度について

会員・弁護士 奥村 直樹

## 要 約

筆者は、約10年間にのぼる弁護士生活の中で、主として特許や商標をはじめとする知的財産権関連事件を扱ってきたものであるが、諸般の事情があって、近年はスポーツ関連法務に携わる機会が多くなってきた。全くの個人的印象ではあるが、スポーツ法分野で活躍される法律実務家や学者の方の中には、知的財産権法分野も専門とされる方が多く、両分野には親和性が高いようにも思われる<sup>(1)</sup>。また、10月23日に行われた日本弁理士会による室伏広治氏のインタビューに際してはメンバーの一員として参加させていただき、スポーツにおけるアンチ・ドーピングをめぐる近年の動きについても諸々の有益なご教示を頂いた。本論考では、必ずしもまとまったものではないが、スポーツ法務の中でも近年最も注目が高いと考えられ、また室伏広治氏が力を入れる活動であるスポーツ界におけるアンチ・ドーピングをめぐる法制度について若干の解説をさせて頂きたい。

## 目次

1. はじめに
2. アンチ・ドーピング法の構造について
3. ドーピング防止に向けたさらなる取り組み
4. リオデジャネイロオリンピック・パラリンピックで起きたこと

### 1. はじめに

2016年7月に、ロシアが国家ぐるみでアスリートに対するドーピングを行ってきたというスポーツ界を揺るがす衝撃的内容のいわゆるマクラーレンレポート（正式には McLaren Independent Investigation Report とされる）が World Anti Doping Agency（いわゆる“WADA”。日本では「世界アンチ・ドーピング機構」とも呼ばれる）によって公開された<sup>(2)</sup>。それに伴って、ロシア選手団のリオデジャネイロオリンピック・パラリンピックへの参加可否等をめぐり大きな議論や騒動が生じたこともあり、近年、スポーツ界におけるドーピング行為を巡る問題は日本をはじめ世間の大きな注目を集めている。一般的に「競技能力を増幅させる可能性がある手段（薬物あるいは方法）を不正に使用すること」<sup>(3)</sup>を意味するとされるドーピング行為はフェアプレーの精神にもとるものとされ、その防止は最重要の課題とされている。特に、陸上競技やウェイトリフティング等ではドーピングによる競技

能力向上が競技成績に与える影響が大きく、結果を欲するアスリートの間でその蔓延が大きな問題となっている。陸上競技の国際競技団体である国際陸連は、ガバナンス改革の一環として新定款を策定しているところ、ドーピング違反歴がある者については役員候補からも排除されることとなっている<sup>(4)</sup>。

室伏広治氏も、その競技生活中に他選手によるドーピング行為に幾たびも翻弄されてきたことは周知の事実であり、現役時代から一貫してスポーツ界からのドーピング行為の撲滅に尽力されているところである（現在では、WADA 及び公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（いわゆる“JADA”）のアスリート委員として、日本はもちろん世界的にも活躍されている）。

そして、スポーツ界におけるアンチ・ドーピングの取り組みを実効性あるものとするためには、法律家の協力も重要になると思われるが、我が国ではドーピング関連紛争を扱った経験のある弁護士の数は決して多くはなく（筆者も、これまでの弁護士生活のなかで日本スポーツ仲裁機構において一度代理した経験があるのみである）、さらに、アンチ・ドーピングに関する法制度については、多くの関係機関が存在することや、World Anti-Doping Code（いわゆる「WAD Code」）（さらに、それに基づき作成された各競技団体のアンチ・ドーピング規程）の存在が、ドーピングをめぐる法制度の複雑さを増しているように思われる。

チ・ドーピング規程や国内アンチ・ドーピング機関のアンチ・ドーピング規程)の条文自体が極めて複雑である上に、禁止薬物リストや検査のための国際基準等、付属の基準が多数存在することもアンチ・ドーピングを巡る法制度の理解を困難にしていると思われる。

筆者自身、アンチ・ドーピング法制度に対する理解は完全なものとはいえず、また、経験も浅いことは重々承知であるが、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを迎えるにあたってアンチ・ドーピング法制度をある程度理解しておくことは、検査方法に科学技術の進展が貢献する側面も大きいことから、弁理士全体にとっても有用なことでありと信じ、アンチ・ドーピング法制度について自らの知るところその他付随する問題について簡単にまとめたい。

## 2. アンチ・ドーピング法の構造について

### (1) 関係する団体について

上記のとおり、アンチ・ドーピング法制を学習しようとした場合、アスリートはもちろんであるが、IOC(国際オリンピック委員会)、IPC(国際パラリンピック委員会)、NF(国内競技団体)、IF(国際競技団体)、WADA、JADA等多くの関係機関が存在し、それぞれ独自の役割を果たしていることに気づかされる(ただし、IPC自身はWAD Codeの署名当事者ではない)。

この中でも、WADAは、アンチ・ドーピング活動の世界的中心であり、1999年に国際オリンピック委員会の主導により、スイス法に準拠して設立された機関である。WADAは、Fight Against Dopingを掲げて世界各国におけるドーピングの根絶と公正なアンチ・ドーピング活動促進を目的として国際的なドーピング検査基準の統一やドーピング違反に対する制裁手続の統一等を行うために各国政府やスポーツ団体(IFやNF)と協力している(ただし、WADA(さらにはJADA)が統括するのはあくまでその加盟団体であり、近年話題となった米国メジャーリーグのアレックス・ロドリゲス選手の事例や日本ではボクシングの山中慎介選手の対戦相手から薬物(ジルパテロールとされる)の陽性反応が出たとされる事例などは、各プロスポーツ競技団体(Major League BaseballやWorld Boxing Commission)のルールに基づき規律されることとなる)。WADAは、国際競技大会におけるドーピング検査手続の実施、国際事案(国際競技大会にお

ける競技会で発生した事案や国際水準の競技者が関与する事案)において、ドーピングが疑われる分析結果が出た場合の規律手続や不服申立手続において訴追する側の立場(=検察官的な役割)に立つ。WADAの役割の中で最も重要なことは、ドーピング行為の種類、手続、制裁等について極めて詳細に定めた「世界アンチ・ドーピング規程」(いわゆるWAD Code)を策定することである。現行のWAD Codeは、2013年11月15日に南アフリカのヨハネスブルグで開催されたWADA理事会によって承認され、2015年1月1日から発効しており、アンチ・ドーピング関連法を理解するためにはこのWAD Codeを理解することが極めて重要である。

我が国における国内のアンチ・ドーピング規程としては、JADAがWAD Codeに準拠して定める「日本アンチ・ドーピング規程(JADA Code)」が存在し、我が国の国内競技連盟(いわゆるNF)も、その所属する国際競技連盟のWAD Codeへの受諾と連動する形でJADA Codeを受諾している。

国内外の競技会に参加しようとするアスリートは、競技団体に加盟する段階で、または、各競技会に参加する段階でこれらのアンチ・ドーピング規則に従うことに同意することが求められ、そのような同意の結果、違反が見つかった場合には規則に従った制裁が課されるということになる。

### (2) 具体的なドーピング規則違反行為の種類

WAD Code<sup>2</sup>条は具体的にアンチ・ドーピング規則違反を構成する行為を列挙しているが、ここでは、代表的と思われる違反行為について説明する。アスリートにアンチ・ドーピング規則違反行為があった場合には、適用のあるアンチ・ドーピング規則のもと、きわめて厳しい制裁が課される(メダルのはく奪を含む成績の失効はもちろんのこと、暫定的な資格停止と長期間にわたる競技者資格停止が課される)。このような制裁は、アスリートとしての能力のピークと重なることもあり、アスリートにとっては死活問題といえる。

#### ① 競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在すること(2.1項)

もっとも典型的アンチ・ドーピング規則違反行為である。本項のアンチ・ドーピング規則違反行為は、アスリートに故意や過失がなかったとして

も（制裁期間の長短はともかく）成立するものであり、このような厳しい責任は、多くのスポーツ仲裁裁判所（スイスのローザンヌ所在の Court of Arbitration for Sport、いわゆる“CAS”）の決定において、“Strict Liability”（厳格責任）として説明される場所である。

本条にいう「禁止物質」が具体的にいかなる物質であるかは、WAD Code 本文とは別途に制定される、Prohibited List（いわゆる「禁止表」）に規定される。「禁止表」の内容は年々更新されるから、アスリートは常に「禁止表」掲載の薬物について、新たにどのような薬物が掲載されたか細心の注意を払う必要がある<sup>6)</sup>。

重要なことは、「禁止物質」のなかには、特定物質（Specified substance）とそれ以外の禁止物質（以下、「非特定物質」とする）が存在することである。すなわち、「特定物質」は、「禁止物質」ではあるものの、その中でも典型的に競技力向上以外の目的のために競技者により摂取される可能性が高いとされる物質である。このような特定物質と非特定物質の区別が特に問題となる場面が WAD Code 10.2 項に規定される場面であり、2015 年版の WAD Code は、「禁止物質及び禁止方法の存在、使用若しくは使用の企て又は保有に関する資格停止」（10.2 項）において、資格停止期間を 4 年間とする際に、ドーピング規則違反について意図的であったことを立証する責任の所在を、禁止物質が特定物質であるか非特定物質であるかによって区別している。具体的には、検出された禁止物質が特定物質であった場合、4 年間の制裁期間が認められるためには訴追機関の側で当該ドーピング違反行為が「意図的」<sup>6)</sup>であったことを立証しなければならない。これに対して、禁止物質が非特定物質であった場合には違反を主張された側（典型的にはアスリートの側）で当該違反行為が「意図的ではなかった」ことを証明しなければならないとされる。

## ② 競技者が禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てること（2.2 項）

禁止物質の使用行為そのもの及びその未遂行為に対して制裁を課する規定である。かかる規定が存在することにより、使用行為そのもの及び未遂

行為に対してもアンチ・ドーピング規則違反として制裁が課されることとなる。

## ③ 検体の採取の回避、拒否又は不履行（2.3 項）

ドーピングの防止という目的は、アスリートが検体のドーピング検査に応じることが確保されることによって達成されるものであり、検査対象に選ばれた旨の通知を受けたアスリートが検体の採取に応じることがアンチ・ドーピング規則における重要な義務である（なお、実際の検査現場ではアスリートから尿検体が出なくて苦労することもあり、その場で水を大量に飲むなどの方法で対処するようである）。

室伏広治選手が金メダルを獲得した 2004 年アテネオリンピックの男子ハンマー投競技では、当初 83.19m を記録して金メダルとされたハンガリーのアヌシュ選手が、検査の通知を受けたにもかかわらず記載された日時に指定の場所に出頭しなかったことにより、かかる違反行為に該当するとされ、2004 年 8 月 29 日の IOC 理事会決定により競技成績の取り消しと金メダルの剥奪が課され、かかる IOC の決定は CAS においても維持されている（Arbitration CAS/A/718 A. v. International Olympic Committee (IOC), award of 31 March 2005）

## ④ 居場所情報関連義務違反（2.4 項）

アスリートに対して抜き打ちで競技会外検査が行われる前提として、国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関によって選出されたトップアスリートは、その居場所情報を提供する必要がある。この居場所情報の提供は、市町村や建物名はもちろん部屋番号や練習場の部屋名などかなり詳細な情報を提供する必要がある。このような居場所情報の提供は、インターネット上の Anti-Doping Administration and Management System（通称「ADAMS」）というシステムを通じて四半期毎に 3ヶ月間の居場所情報を提供する必要がある。さらに、その中でも、アスリートは 365 日全ての日について一日のうち必ず検査に対応できる 60 分間の時間枠を指定する必要がある。アスリートが 60 分枠で指定した時間と場所におらず検査に対応できなかった場合（検査未了）、また

は居場所情報が期限までに提出されなかったり、アップデートされていないこと（提出義務違反）が12ヶ月間で合計3回になると、アンチ・ドーピング規則違反となり、制裁が課され得る。

上記で説明した以外にも、アンチ・ドーピング規則違反行為の類型として様々なものがあり、その詳細についてはWAD Code 本文（又はその日本語訳文）を各自でご確認頂きたい（なお、WAD Code 本文及びその日本語訳文については、JADA のウェブサイト (<http://www.playtruejapan.org/>) においてアクセス可能である。）。

### （3） アンチ・ドーピング規則違反が生じた場合の制裁手続について

競技会又は競技会外検査で得られた検体（典型的には尿検体）の分析はWADAの認定を受けた分析機関によって行われる。かかる検体の分析についてもWAD Codeに付随する「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」や「分析機関に関する国際基準」によって詳細な手続が定められている（検体分析がこれらの手続に則って行われなかった場合、尿検体から陽性反応が出ているにもかかわらず、制裁が取り消されるということもあり得る。CAS 2009/A/1752 Vadim Devyatovskiy v. International Olympic Committee (IOC) & CAS 2009/A/1753 Ivan Tsikhan v. IOC, award of 10 June 2010 参照）。

尿検体検査の結果、検体から陽性反応が検出され、「違反が疑われる分析報告」(Adverse Analytical Finding)が出された場合、国内であれば日本スポーツ振興センター(JSC)におかれた中立の日本アンチ・ドーピング規律パネルによる規律手続が開始される。規律手続の結果、アンチ・ドーピング規則違反のあったことが認められた場合には、競技会における当該個人の成績は自動的に失効し、メダル、得点、褒賞等はいく奪され、さらに、JADA Codeの規定にしたがって資格停止期間が課される。規律パネルによる決定に不服がある場合には不服申し立てが可能とされている(JADA Code13.2 項参照。典型的な場合として、アスリート側は日本スポーツ仲裁機構に対して不服申し立てが可能であり、いくつかの仲裁決定が存在する。)

国際事案（国際レベルのアスリートによる違反行為又は国際競技大会における違反行為）では、基本的に

各国際競技連盟がそれぞれに規律手続を行い、その結果に不服がある場合に、CASで不服申立手続が行われることとなる。（なお、日本人選手がCASにおけるドーピング関連事件手続にかかわった著名な例としていわゆる我那覇事件 Arbitration CAS 2008/A/1452 Kazuki Ganaha v/ Japan Professional Football League, award of 26 May 2008 がある。同事案は、Jリーグ川崎フロンターレ（当時）所属の我那覇和樹選手が生理的食塩水とビタミンB1を含む点滴（静脈内注射）を受けたことに対しJリーグのドーピングコントロール委員会が当該行為は緊急かつ正当な医療行為ではないと決定してチームへの罰金と我那覇選手への出場停止処分を課したことに対して、我那覇選手の行為は正当医療行為として許容されると判断したものであり、結果的にJリーグによる制裁は取り消しとされた。この事例では、Jリーグが当時JADAに加盟しておらず日本スポーツ仲裁機構における仲裁自動受諾条項を採択していなかったがCASでの仲裁手続であれば応諾するという立場をとったためCASでの仲裁手続が行われたとされている。)

CASにおけるドーピング決定については、事例が集積しており、日本でも有志の弁護士による研究が続けられている（筆者もメンバーとなって研究を行った会として、日本スポーツ仲裁機構のドーピング仲裁研究委員会・ドーピング仲裁研究ワーキンググループによる研究報告があり、CASの仲裁判断についての研究成果を発表している）。

### 3. ドーピング防止に向けたさらなる取り組み

以上のように、スポーツ界におけるドーピング行為に対しては厳しい法制度とそれを実効化する諸々の制度が整備されてきている。さらに、科学技術の進歩もドーピング行為の防止に対して大きな役割を果たしており、特に、現在の進化した検査方法で過去の検体を検査することにより改めて過去のドーピング行為が明らかになる事例も多発している。その結果、過去の記録が取り消され、遡及的にメダルがはいく奪された事例が近年多々報告されている。

その一方でドーピングの手口も年々巧妙化してきており、遺伝子ドーピング（2017年1月版の禁止リストでは、具体的には、「核酸のポリマーまたは核酸類似物質の移入 “The transfer of polymers of nucleic acids or nucleic acid analogues.”」及び「正常なあるいは遺

伝子を修飾した細胞の使用「The use of normal or genetically modified cells.」が遺伝子ドーピングに該当するとされている。(7)や血液ドーピング(血液中の赤血球を増加させることによって筋肉への酸素供給量を増やしスタミナとパフォーマンスを向上させる手法のドーピング(8)。著名な自転車選手であったランス・アームストロング選手の事例などで問題となっている)と呼ばれるドーピングも行われるようになっていく。さらに、諸外国においては、アスリートに対するドーピングを専門的に取り扱う医師さえ存在するといわれる(9)。

このような状況のなかドーピング防止を各国内の立法で実現しようという動きもヨーロッパ諸国を中心に進んでおり、ドイツでは2015年12月にドーピング防止法が成立し、ドーピングが刑事罰とされて強制捜査も可能とされている。また、それ以外にも、たとえば、フランス、スペイン、オーストリア、イタリア等ヨーロッパ諸国でドーピング行為は刑事罰とされている。我が国では、ドーピング行為はWAD CodeやJADA Code等のアンチ・ドーピング規則違反を構成するに過ぎず、法律上必ずしも違法行為とはいえず、刑事罰となっているわけでもない(ただし大麻等の例外はある)ので、捜索差押等の刑事訴訟法上の強制手続をとることができない。現在、我が国でも超党派のスポーツ議員連盟等によりアンチ・ドーピング法の制定が目指されている。

#### 4. リオデジャネイロオリンピック・パラリンピックで起きたこと

最後に、アンチ・ドーピングに関連してリオデジャネイロオリンピック・パラリンピックで起きたことについて若干説明する。

##### (1) ロシア選手団所属アスリートの出場可否について

上記のとおり、ロシアが国家ぐるみでアスリートに対するドーピング行為を行っていたという内容のMcLaren Reportを受け、WADAは、2016年7月18日付けで以下のような声明を発表した(10)。

1. IOC及びIPCが、その憲章に照らして、ROC及びRPCによって提出された全てのアスリートの出場拒絶を検討すること

2. McLarenレポートにおいて関係するとされた競技のIFは、ロシアの国内競技団体がかわる限り、WAD Codeにおけるその責任を検討すること
3. ロシアの政府当局者が、リオ2016を含む国際競技大会へのアクセスを拒絶されること
4. ロシアの国内アンチ・ドーピング機関(RUSADA)がCodeの不遵守を継続していること及びその職員の配属や独立性がWADAによりさらに検討される
5. モスクワのWADA認証分析機関の認証手続きは停止される。

(…以下省略…)

このような、WADAの声明を受け、IOCはロシア所属のアスリートの参加可否について検討し、次の理事会決定を出した(11)(なお、同理事会では、前記McLaren reportのきっかけとなったロシアにおける国家規模のドーピングを内部告発したロシア人アスリートであるユリア・ステパノバ氏について、“neutral athlete”として出場が認められるかも議論されたが、IOCの倫理委員会の検討に基づき、その出場は許可されないこととなった。)

1. ロシアのアスリートが、以下の条件を満たさない限り、リオデジャネイロオリンピックへの参加を認めない。
2. IFに対して、以下の基準に関して、証拠を提出する必要がある。
  - IFが、参加可能なロシアのアスリートのプールをつくる際には、WAD Code及びOlympic Summit(2016年6月21日)において合意された他の原則を適用すること
  - 国内におけるアンチ・ドーピング検査で陽性反応が出ていないことはIFによって十分なものであるとは考えられない
  - IFは、各アスリートのアンチ・ドーピング検査履歴について個別分析を行わなければならない。その際は、条件の公平性を保つために、信用できる国際検査とアスリートのスポーツとルールの特異性のみを考慮するものとする。
  - IFはマクラーレンレポートに含まれる情報を検討しなければならず、その目的のために、WADAから、関与しているアスリート及びNFの情報を得なければならない。関与している者は、アスリート、役職員、NF誰でも、オリンピック競技会に入場あるいは認定を認められない
  - IFは、NF全体の制裁にあたり、その各ルールを適用しなければならない。
3. ロシアオリンピック委員会は、当該アスリートがすでに

制裁期間を終えていたとしても、ドーピングにより制裁を受けたいかなるアスリートもリオデジャネイロ 2016 オリンピック競技会に出場させてはならない。

4. IOC はロシアオリンピック委員会による入場について、当該アスリートの IF が、提示された証拠が上記 2 及び 3 の条件を充足し、かつ、それが、リオデジャネイロオリンピック競技会に関与するいかなるスポーツ団体からも独立した、ICAS のメンバーによって任命された CAS の仲裁人リストに掲載された専門家により支持された場合に限り、受け入れるものとする。
5. 最終的に IOC により入場を認められたロシアのアスリートは関連する IF 及び WADA とともに行われる追加の厳しい競技会外検査プログラムに従わなければならない。このプログラムに応じられない場合、いかなる時も、IOC による直ちの認定取り消しにつながるものとする。

このように、ロシア選手のオリンピックへの出場可否の判断が基本的に各 IF に委ねられたことに伴って、各 IF が様々な判断を下した（たとえば、国際ボート連盟では 2016 年 7 月 26 日付の決定で 6 名のロシア選手が出場を許可されたものの残りの選手については IOC が打ち立てた上記基準を充たさないとして出場を認めない決定をした。他方で、国際ハンドボール連盟ではロシアの女子チームの出場を認める決定を出している<sup>(12)</sup>）

これに対して、IPC は、パラリンピックロシア選手団の参加をただちに（競技を問わず）禁止するという決定を出し<sup>(13)</sup>、その結果、パラリンピックについては、ロシア人選手が一律に参加できないことになった（このような、全ロシア選手団の参加を禁止するという国際パラリンピック委員会の決定に対してはロシアパラリンピック委員会によって CAS へ不服申し立てがなされたものの、CAS のパネルは、要旨、当該 IPC 決定は「比例性の原則」（制裁は、制裁によって達成しようとする正当な目的との関係において、適切かつ必要なものであり、その達成しようとする目的にみあったものでなければならないこと）に反するものではないとして、ロシア選手団の請求を棄却している）。

## (2) リオデジャネイロオリンピックにおける CAS による紛争解決（ドーピング紛争を含む）について

リオデジャネイロオリンピックでは、CAS が、現地には、temporary な 2 つのオフィスをオープンした。すなわち、①ドーピング関連ケースを、第 1 審として IOC アンチ・ドーピング規則にしたがって裁定する

CAS Anti-Doping Division と、② CAS ad hoc（臨時）Division である。

CAS Anti-Doping Division は、リオデジャネイロオリンピックにおいてはじめて設けられた部門であって、ドーピング関連ケースを、IOC アンチ・ドーピング規則にしたがって第一審として取り扱う臨時の仲裁廷であり、暫定的資格停止を課すことも可能である。このような Anti-Doping Division による決定に対しては、リオデジャネイロの CAS ad hoc Division 又は競技会終了後はローザンヌの CAS へと不服申し立てが可能とされた。

CAS ad hoc Division は、従前のオリンピックにおいても設けられてきたものでありオリンピック競技会中に生じた紛争を速やかに（24 時間以内または競技会のスケジュールにあわせて）解決するものである。CAS Anti-Doping Division の決定と異なり CAS ad hoc Division の決定は最終的なものであり、不服申し立てはできないとされた。なお、上記(1)IOC 理事会による決定のうち、第 3 項（制裁期間を終了しているか否かを問わずドーピング違反歴のあるロシア人アスリートについてはリオデジャネイロオリンピックに出場できないとする決定）については、ドーピング行為に対して既に課された制裁に更なる追加的制裁を課すものであって執行することはできないと判断された（Yulia Efimova v. Russian Olympic Committee (ROC), International Olympic Committee (IOC) & Federation Internationale de Natation (FINA) 等参照）。

なお、特徴的な制度として、CAS 手続において、各国の言語でアスリートをサポートするというプロボノ弁護士制度も設けられた。東京オリンピック・パラリンピックでも同様の制度が設けられることが予想される。

以上

### (注)

- (1) 念のためではあるが、特に統計その他客観的な根拠があるわけではない。
- (2) <https://www.wada-ama.org/en/resources/doping-control-process/mclaren-independent-investigation-report-part-i>
- (3) 公益財団法人日本オリンピック委員会ウェブサイト [http://www.joc.or.jp/anti\\_doping/about/](http://www.joc.or.jp/anti_doping/about/) より。なお、WAD Code においては、「ドーピングとは、本規程の第 2.1 項から第 2.10 項に定められている一又は二以上のアンチ・ドーピン

グ規則に対する違反が発生することをいう。」とされている(第1条)。

- (4) IAAF Time for Change “An IAAF Official will not be “eligible” if certain circumstances have occurred to them such as a criminal conviction, declaration of bankruptcy, disqualification as a director or breaching any IAAF rule, including committing an anti-doping violation.”  
文書は、<https://www.iaaf.org/about-iaaf/documents/iaaf-reform>にて入手可能。
- (5) この点が問題となったケースとして著名なテニスプレーヤーが当事者となった CAS 2016/A/4643 Maria Sharapova v. International Tennis Federation がある。
- (6) ここでいう「意図的」(英語原文では “intentional”) については、次のような、非常に長い定義が WAD Code 10.2.3 項において設けられている。「『意図的』という用語は、第 10.2 項及び第 10.3 項において用いられる場合には、ごまかす行為を行う競技者を指す。したがって、当該用語は、競技者又はその他の人が、自らの行為がアンチ・ドーピング規則違反を構成することを認識した上でその行為を行ったか、又は、当該行為がアンチ・ドーピング規則違反を構成し若しくはアンチ・ドーピング規則違反の結果に至りうる重大なリスクがあることを認識しつつ、当該リスクを明白に無視したことを求めている。競技会(時)においてのみ禁止された物質についての違反が疑われる分析報告の結果としてのアンチ・ドーピング規則違反は、当該物質が特定物質である場合であって、競技者が、禁止物質が競技会外で使用された旨を立証できるときは、「意図的」ではないものと推定されるものとする。競

技会(時)においてのみ禁止された物質による違反が疑われる分析報告の結果としてのアンチ・ドーピング規則違反は、当該物質が特定物質ではない場合であって、競技者が、禁止物質が競技力とは無関係に競技会外で使用された旨を立証できるときは、「意図的」であったと判断してはならない。」

- (7) <https://www.wada-ama.org/en/gene-doping>
- (8) <https://www.wada-ama.org/en/questions-answers/blood-doping>
- (9) 2014年1月20日(月)に放送されたNHKのクローズアップ現代「“見えない”ドーピング 攻防の最前線」においても、元自転車選手のタイラー・ハミルトン氏が手を染めたドーピング行為に対してチームの医師が深く関与していたことが明らかにされている。
- (10) <https://www.wada-ama.org/en/media/news/2016-07/wada-statement-independent-investigation-confirms-russian-state-manipulation-of>
- (11) “Decision of the IOC Executive Board concerning the participation of Russian athletes in the Olympic Games Rio 2016” <https://www.olympic.org/news/decision-of-the-ioc-executive-board-concerning-the-participation-of-russian-athletes-in-the-olympic-games-rio-2016>
- (12) <http://www.ihf.info/en-us/mediacentre/news/newsdetails.aspx?ID=4561>
- (13) “The IPC suspends the Russian Paralympic Committee with immediate effect” <https://www.paralympic.org/news/ipc-suspends-russian-paralympic-committee-immediate-effect>

(原稿受領 2017. 11. 29)